

令和8年度愛知県警察職員（航空整備士）採用選考受験案内

令和8年3月2日

愛知県警察本部

《受付期間》 3月2日（月）から4月10日（金）まで（4月10日（金）**必着**）

《第1次選考日》 5月10日（日）

1 職務内容

愛知県警察本部警察航空隊において、警察用回転翼航空機（ヘリコプター）の整備に従事します。

2 選考区分、採用予定人員及び受験資格

選考区分	採用予定人員	受験資格	
		年齢	資格
航空整備士	若干人	昭和40年4月2日以降に生まれた人	航空法（昭和27年法律第231号）に定める二等航空整備士（回転翼航空機・タービン機）以上の資格を有する人又は令和9年3月31日までに同資格を取得する見込みの人

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人（以下はその内容です。）
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 愛知県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

（注）航空整備士の資格を取得見込みで受験した人が、「6 採用の時期」までに上記の資格を取得できなかった場合は、採用されません。

3 申込方法

必要事項を記入し、写真を貼付した採用申込書とともに、**140円切手を貼った**返信用封筒（角形2号封筒〔A4サイズが入る封筒〕）に返送先〔申込者の郵便番号、住所及び氏名〕を記入したものを同封した上で、愛知県警察本部警務部警務課採用センターまで**簡易書留郵便で郵送**してください。この際、封筒の表に「**航空整備士 受験申込**」と**朱書**し、裏面には住所及び氏名を明記してください。

なお、二等航空整備士等、取得済みの資格・免許については、その資格・免許を証明する書類の写し（用紙の大きさはA4サイズとします。現物の大きさがA4サイズより大きいものはA4サイ

ズ大に縮小して写しをとり、A4サイズより小さいものは拡大せず現物大で写しをとってください。)を添付してください。

**〈申込先〉 〒460-8502
名古屋市中区三の丸二丁目1番1号
愛知県警察本部警務部警務課採用センター**

4 選考の日時、会場等

区分	日時	選考会場	選考科目
第1次選考	令和8年5月10日(日) 受付時間 午前9時から午前9時20分まで 選考終了予定時間 午後3時15分頃	愛知県内 ※詳細は、受付期間終了後、申込者に対して郵便で通知します。	・教養考査 ・作文考査 ・適性考査Ⅰ
第2次選考	令和8年6月13日(土) ※詳細は第1次選考合格発表の際、合格者に対して郵便で通知します。	愛知県警察本部	・適性考査Ⅱ ・口述考査

5 選考の結果発表

区分	発表日	発表場所
第1次選考	令和8年5月下旬	合格者に郵便で通知するほか、愛知県警察のウェブページでも確認することができます。
第2次選考	令和8年8月上旬	

6 採用の時期

随時(令和9年4月1日までに条件が整い次第、順次採用)

7 給与

初任給(給料及び地域手当)は、令和8年4月1日基準で算定すると次のとおりです。

大学卒業者	約264,000円
短期大学卒業者	約244,000円
高等学校卒業者	約230,000円

また、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当等の諸手当がそれぞれ条件に応じて支給されます。なお、学校卒業後に職歴等がある場合は、一定の方法により加算されることがあります。

8 その他

- (1) 受験に際して提出を依頼するものがある場合は、申込書受付後、速やかに郵送等で連絡します。
- (2) 必要に応じて、受験資格の有無及び申込書の記入内容について、証明書等で確認します。

- (3) 申込書の記入内容に虚偽又は不正があった場合は、採用される資格を失うことがあります。
- (4) 提出された書類等はお返しできません。
- (5) 自然災害等により、やむを得ず試験が実施できない場合などの緊急のお知らせは、愛知県警察ウェブページ (<https://www.pref.aichi.jp/police/syokai/saiyou/>) 及び公式 SNS (X 及び Instagram) でお知らせします。

○ 問合せ先

愛知県警察本部警務部警務課採用センター

電話 (052) 951-1611 (内線 2674~2679)

(052) 961-1479 直通

受付時間 午前9時から午後5時までの間 (土・日曜日及び祝日は除く。)